

さなごうち

PUBLIC INFORMATION SANAGOCHI

7 2015
月号 | No.508



納涼夏まつりにむけ猛特訓中!!

LOVE 佐那河内ハーモニ

一緒に楽しく歌ってみませんか? 次回練習日は7月28日
午後7時30分からです。お気軽にお越しください。

人のうごき [平成27年6月30日現在] | 人口 2,519人 (-7) 男 1,223人 (-3) 女 1,296人 (-4) 世帯数 943 (+2)

【IP電話番号】 村役場代表 5000~5004 / 議会事務局 5005 / 教育委員会 5006 / 社会福祉協議会 5007
総務企画課 ☎679-2113 産業環境課 ☎679-2115 建設課 ☎679-2970
住民税務課 ☎679-2114 健康福祉課 ☎679-2971 保育所 ☎679-2217
議会事務局 ☎679-2152 社会福祉協議会 ☎679-2304 ©役場共通 FAX.679-2125
※土・日・祝日および夜間 ☎679-2111 I.P.5000~5004

【教育委員会】 ☎679-2817 FAX.679-2173



平成27年度

施政方針



佐那河内村長 原 仁 志

平成27年度の主な施策を今月もお伝えします。今月号は、一般廃棄物中間処理施設（ごみ処理施設）と佐那河内村新庁舎の建設についてです。

◆ 一般廃棄物中間処理施設 （ごみ処理施設）

今月は、施設で使用する水と収集運搬車についてお伝えします。

1 使用する水と排水について

ごみ処理施設から出る排ガスは、法律の規制値を遵守するとともに、今回の計画ではさらに厳しい計画値としています。大気汚染物質は、「大気汚染防止法」で、ばい煙発生施設などを対象に、排出基準、総量規制基準などが定められています。また、ダイオキシンは、「ダイオキシン類対策特別措置法」により、排出基準が定められています。今回計画されている施設につきましても、この基準が適用されています。

ごみ処理施設でごみを焼却する時、低い温度（500度程度）でごみを燃焼しますと、ダイオキシンが発生します。ダイオキシンの発生を抑制する方法としては、ごみの安定・完全燃焼とデノボ合成の防止と

云われています。

安定・完全燃焼は、焼却炉の排ガス温度を850度以上の高温に維持することなどでダイオキシンの発生が抑制されます。

デノボ合成（集じん器において、ばいじん中の金属が触媒となって、250度～400度の温度域で排ガス中の有機物からダイオキシンが合成されること）の防止は、集じん器の入り口で排ガス温度をおおむね200度以下まで急速に冷やすことが有効であり、この排ガスを急速に冷却するのに水が必要となります。冷却に用いる水は、何度も冷却水として使用し、最後はごみ焼却炉の燃焼炉内に噴霧して蒸発散化処理しますので、冷却に用いる水が施設外に出る事はありません。

冷却水の使用量は、毎日100トンあまりとなっています。冷却水に用いる水については、現時点では現地でのボーリング掘削による地下水ですが、今後検討されて決まる事になっています。

今回、計画されているごみ処理施設で使用される水の排出についても、施設外に放流しない「クローズドシステム」を採用します。

また、ごみ処理施設内で使用する生活排水（食器洗い、手洗い、トイレ水など）については、合併浄化槽を設置し、浄化したのち施設外に放流することになっています。

2 収集運搬車の運行について

今回のごみ処理施設に運び込まれるごみの収集運搬車の台数については、平成25年度の関係7市町村の実績では、合計でおおよそ380台/日となっています。今後さらに、ごみの減量化に取り組めますので380台が最大の台数と思われます。さらに、関係市町村は今後ごみの発生抑制、排出抑制に取り組むため、平成23年度と比較して平成33年度のごみ総量でも13パーセント余りを減量化することによりします。

ごみ収集車両が朝夕の通勤時間帯に集中し渋滞することなく安全運転の徹底、車両については環境にやさしいハイブリッド車、振動や騒音の少ない車両の導入を関係市町に求めます。

ごみ処理施設への搬入路については、国道438号戎浦方面からと主要地方道小松島佐那河内線大久保峠方面からの整備を要望しています。現在、国道438号一ノ瀬地区でのバイパス工事も進んでおり、一日も早い完成に村も努めてまいります。

なお、国道438号の道路構造規格は、第3種第2級で、一日あたりの計画通行量は、4,000台から20,000台となっています。今年の2月末に開通した、文化の森トンネルも同じ2車線で、3月4日午前7時から午後7時までの12時間の通行量が、10,000台ほどと徳島新聞にも報道されていたので、国道438号一ノ瀬地区が改良されると、ごみ収集運搬車が増加しても一般車両の通行に支障はきたさないと考えております。

また、大久保峠方面においても改良工事中でありますし、先日には徳島市八多町南曾根（八多病院付近）の主要地方道小松島佐那河内線の改良の要望活動を行いましたので、近い将来において改良工事に着手していただけると期待しております。

◆ 佐那河内村新庁舎の建設

新庁舎建設基本構想策定検討委員会（以下、委員会）は、昨年12月以来検討を重ねてきましたが、新庁舎建設に関する考え方がまとまりましたので、その内容をお伝えします。

1 新庁舎建設場所について

過疎化、高齢化の進行する本村において、新庁舎は将来の村政の礎となるように造ることが最も重要だと考えています。現在の庁舎の場所は、明治22年の村制開始から約50年後の昭和12年に新庁舎が造られ、以来、約80年間という長い期間、村民と共に村の発展を支えてきた歴史的場所であり、村民が最も慣れ親しんだ場所でもあります。さらに、国道に面するという利便性を有しています。

こうした場所を大切に、現庁舎周辺に新庁舎を建設する所存です。また、この立地をさらに活かし、将来にわたって全ての村民が利用しやすい場所とするため、敷地規模を拡大して利便性の向上に努めます。新庁舎は、人口減少化の村政を支える場所として、行政機能だけでなく今後の村づくりに資する機能を確保するよう努力します。

2 新たな庁舎を村民と築くために

庁舎は、村づくりのシンボルです。これからの長い年月、村民の日々の暮らしの中で、息づき、親しまれる建物にすることが肝要です。このため、村と村民の協働により、建物を造っていくことが必要だと思っています。可能な限り多くの村民の人に、建設にかかわっていただくため、新庁舎で使用する木材の提供などのシステムを検討しています。

また、公益社団法人 日本建築士会連合会会長である三井所清典先生に委員会の長をお願いして、議会・各種団体・業界・村民の人を含めて広範な検討を行ってまいりました。さらに、新庁舎を活動の拠点とする村職員に、村政の拠点として機能するための方策を検討してもらっています。村職員には、村民サービスを優先に考え、新たな庁舎の建設に尽くしてほしいと願っています。

3 新たな庁舎をより良いものにするために

新しい庁舎は、優れた知恵と努力を結集した、新たな時代を築く建物であって欲しいと願っています。このためには、景観や環境に配慮した佐那河内らしい建物であること、時代を息づく風格をもった建物であることなどを委員会で十分、討議していただきました。

村の将来を考えて、無駄のない小さな拠点であることが基本になります。新しい庁舎は可能な限り民間機関と連携しワンストップで多くの用事が済むような場所にしたいと思っています。勿論、新しく建設する庁舎は、障がい者や高齢者の人などにも、利用しやすいユニバーサルデザインを導入し、懸念される災害時の活動拠点としても確実に機能する安全性を有した多機能な施設を創り上げたいと思っています。

ます。

さらに、最先端の技術を活用して、自然光を取り入れ、心地よい自然の風が流れ、安らぎを感じる木材をふんだんに使った環境にやさしく省資源、省エネルギーに十分配慮した建物にしたいと思っています。

4 現庁舎の耐震診断以降の経過

村では、昭和56年以前に建築された公共施設（公民館、保健センターなど）の耐震化を順次実施し、耐震化ができていない公共施設は役場庁舎のみとなっています。

平成24年度に実施した役場庁舎の耐震診断では、地震に対する建物の強度を表す指標(Is 値) が0.20（地震の振動や衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が高い）と診断されました。

耐震化の方法として、現在の庁舎に耐震補強（室内に鉄骨プレスの設置など）を行う方法と、新しく庁舎を建て替える方法がありますが、村では、限られた財源の投資効果や村民の利便性の向上を図ることなどを総合的に検討し、新しく庁舎を建て替える方針を決定しました。

その後、平成25年度に設置した「佐那河内村庁舎建築検討委員会」では、新庁舎の建設場所について検討が行われ、「現在地」「国道南側駐車場」「旧中学校跡地」が建設候補地として報告されました。

村では、報告を受けて各候補地について村民の利便性や広さ、課題克服の困難さなどの検討を行い、国道に面する利便性や村民が最も慣れ親しんだ場所として「現在地」を中心とした区域を建設候補地として決定しました。

平成26年度には「佐那河内村新庁舎建設基本構想策定検討委員会」も設置し、新しい庁舎に関する「基本的な考え方」や新しい庁舎の「あり方、望ましい

機能、規模、形態など」について検討が行われ、このたび「佐那河内村新庁舎建設基本構想」としてとりまとめられました。

今後、村民のご意見をいただきながら報告された基本構想を補完し、完成した基本構想に基づいて、より具体的な基本計画、基本設計・実施設計を行っていきます。

なお、「佐那河内村新庁舎建設基本構想」説明会を7月16日（木）午後7時30分から農業総合振興センターで開催しますのでお越しください。

※ 7月号の紙面の都合もあり、これらの事については8月号以降もお知らせ致します。

ごみ処理施設学習会

平成27年6月23日(火)19:00より村民体育館においてごみ処理施設の学習会を開催しました。松山市環境部清掃施設課西クリーンセンターの桃枝所長を招き、現在7市町村での建設計画の施設とほぼ同規模の処理能力を持ち、平成25年に建て替えを行った松山市のごみ処理施設のしくみや管理運転状況について講演をしていただきましたので要旨を報告します。

松山西クリーンセンターにはストーカ式の焼却炉が3炉あり、24時間連続運転で常時850℃以上の高温焼却により不完全燃焼をなくし、ろ過式集塵装置（バグフィルタ）を通過させている。昔はバッチ式（8時間運転）の焼却炉で、ろ過式集塵装置がついていない施設も多くあり排ガス対策が充分でなかったが、現在は最新の技術によってダイオキシンなどの有害物質をほとんど出さない事で、自然環境へ与える影響に配慮した排気ガス処理を行っている為、いわゆる迷惑施設とは言えなくなっている。

また運営に関しては、総合評価落札方式により外部学識経験者の意見を反映して透明性・公平性を確保して業者を選定した。DBO方式(公設民営)で設計・建設と運営・維持管理を民間事業者に一括発注運営を行い経営力や技術力を活用するシステムで運営を行っている。DBO方式のメリットとして、①最終的な責任の所在を明確にしつつ、民間活力の導入が図れる点において優れていること、②長期間（20年）にわたって計画的な維持管理が出来ること、③運営・維持管理費用の低減、平準化が図れること、④安全・安心および経済性において優れていること、⑤建設と運営・維持管理を一括で発注することにより、施設建設計画に維持管理のノウハウが反映でき、最適な施設計画が可能である点において優れていることなどが挙げられました。

講演後の質問時間では施設での有害物質の排出のことや施設で使われる水についての質問がありました。桃枝所長から環境影響評価をもとに審査委員会などを経て細かな基準が決まり、国より厳しい自主規制値を設け環境には充分配慮している。施設で使われる水については水道水であり施設内で出た水については施設内で処理している。との回答がありました。この度ボランティアで来て頂いた桃枝所長の講演により190人を越える参加者には貴重な学習の場となりました。

議会だより

平成27年
第2回6月定例会

平成27年第2回定例会は、6月12日開会され、平成27年度会計補正予算案件2件、条例案件5件、専決承認案件1件、報告案件2件の合わせて10件の審議を行い、原案どおりの可決、同意、受理し、6月19日に閉会しました。

現在の取組状況

佐那河内村長 原 仁志

人口・定住施策と教育

5月24日、佐那河内小中学校の大運動会がありました。子どもさんは、あすの佐那河内村を担う宝です。人口減少が進む本村において、義務教育をしっかりと行い、学力向上と、本村の環境の中で育ち、しっかりと村を挙げて育てていくことが人口対策、若者定住にもつながると認識しています。

小中学校への入学祝い金を、本年度から取り組み、小学生10人、中学生11人にそれぞれ交付しています。安心して、保育・小・中学校での子育て、佐那河内村を担う子どもさんの確保のためにも、この小中学校への入学祝い金をご活用いただけたらと考えています。

農業振興

5月31日、古代米田植え式が高樋

地区で行われました。本村での古代米の生産は4年目となり、東京都で、阿波古代米黒おこわとして販売され、品質がよく、まとまった消費も期待できるとのことでした。本年の栽培が順調に進み、さらに古代米が本村の棚田の活用に大きく寄与することを願っています。

今年は、スタチが豊作の年であり、秋の市場動向が気がかりな年でもあります。本村特産のスタチの消費宣伝活動を今年も、東京都江東区の商業施設にて行う計画を、生産者、JAの関係者とともに進めています。

また、この機会に関東近辺で暮らしている本村出身者や関係者にもスタチの消費宣伝活動をお知らせし、将来的には本村と東京、関東地域とを結ぶ何らかの交流のきっかけにしたいと考えています。

さらには、関東地域で、「すだちのぶっかけうどん」を販売している大手食品会社の代表も来村し、スタチ販売について、JA関係者との打ち合わせや選果施設の視察を行っています。

今年もスタチの消費宣伝に力を入れたいと思っています。

庁舎の改築

5月の基本構想策定検討委員会で5回目となり、議論をしてきたところです。6月16日の第6回基本構想策定検討委員会で基本構想がまとまることとなっています。

基本構想策定検討委員会には村民の代表者に加わっていただき検討を進めていますが、基本構想がまとまった時点で構想を広く村民に周知したいと思っています。

一般廃棄物中間処理施設の整備

村民の皆さまから強く求められています施設が存続している間の経済的な財政支援と、施設への進入道路の件につきましては、今後も関係自治体に要望をし、村民の皆さまが納得できる回答が得られるよう努力をし、改めて村民の皆さまに、ご理解をいただくため説明などをさせていただきます。

高齢者外出支援

本年5月から助成拡大をしています高齢者の外出支援策について、昨日現在、79人の村民の皆さまが手続を終えられ、タクシーによる外出支援を活用されている状況です。

さらに、本年度から新しく取り組んでいます高齢者等バス無料乗車証交付事業については、昨日現在で103人の村民が手続を終えられ、ご利用いただいています。

● 専決承認案件 ●

議案第49号（専決第7号） 佐那河内村税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例にかかる専決処分の承認について

国の平成27年度税制改正大綱による車体課税の見直しで、平成27年4月から適用されるとされていた原動機付自転車及び二輪車にかかる税率の適用開始を1年間延長し、平成28年4月以降となったため。

● 補正予算案件 ●

議案第50号 平成27年度佐那河内村一般会計補正予算（第1号）について

歳入の主なものは、番号制度導入に伴う国庫支出金で、424万6千円の増、地域住民生活等緊急支援交付金が578万7千円の増、地域活力創出「とくしまモデル」交付金が800万円の増等。

歳出では、総務費で電算システム改修委託料の増により、901万3千

円の増、企画費では、移住・定住関係で、1千574万円の増等。

歳入・歳出それぞれ4千779万5千円を追加し総額を22億3千779万5千円とするもの。

議案第51号 平成27年度佐那河内村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

償還金が1千690万円必要となり、歳入歳出それぞれ1千702万円を増額し、総額で3億8千102万円とするもの。

● 条例案件 ●

議案第52号 佐那河内村税条例等の一部を改正する条例について

地方税制改正に伴う改正で、ふるさと納税の拡充、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長によるもの。

議案第53号 佐那河内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

国民健康保険税の減額の対象となる所得基準引き上げによるもの。

議案第54号 佐那河内村介護保険条例の一部を改正する条例について

本年4月から消費税による公費を投入し、低所得者保険料軽減を行う仕組みを設けるため。

議案第55号 佐那河内村農業総合振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

加工室の調理器材の使用料を使用実態に合わせて改正するもの。

議案第56号 佐那河内村火災予防条例の一部を改正する条例について

消防法施行令の一部を改正する政

令が公布されたことに伴う改正。

● 報告案件 ●

報告第1号 平成26年度佐那河内村一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第2号 平成26年度佐那河内村農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

平成26年度から平成27年度へ繰り越す事業費の額及び財源が確定したため報告するもの。

一般質問

大岩和久議員

一般廃棄物中間処理施設整備計画について

質 ①佐那河内村議会が提出した意見書に対して、村長はどのように受けとめ、どのように対処されたか、また、今後どう対処されるのか。

②今日に至るまで、地元の方々、住民に対し情報の共有、積極的な情報開示はどこにあったのか、また、どのようになされたのか。

③予定地の下地区、一般の住民に対し、進んで協議の場を持っていないのが現実であるようだ。何故なのか。

④計画を撤回することにより、住民と行政とが同じ目線、同じテーブルに着ける、まさにスタートラインとなると考える。住民自治の礎になるとも考えられる。村長はどのように考えられているのか。

答 ①村議会から提出された意見書については、この案件について住民要望に添えられるよう努力をしなければならないものと、受けとめている。どのように対処するかということは、例えば放射能に汚染された廃棄物の処理については、県や国への照会に対するの回答を各戸へ配布している。

また、6月23日に予定している一般廃棄物中間処理施設（ごみ処理施設）の学習会などを重ねて、村民の皆さまが理解していただけるよう努

力していく。

②昨年12月議会の前に、基本計画の概要版により説明会を開催している。また、ホームページに掲載している、基本計画に対するパブリックコメント等、この計画に対しての情報を開示し、皆さまからのいろいろなご意見を聞き、説明会等で事業の内容を説明している。

③協議会へ提出している16項目の残りの2項目の回答があったら、地元村民の方への説明を再開していきたいと思っている。

④処理施設は、人体や環境には影響のないものであると確信している。本村の自然等いろいろなものを守っていく施設であると思っている。

小さな自治体が村として残っていくために、村民の皆さまに行うべき行政サービスを確保することが何よりも大切であると思っている。救急、消防、医療は、今後さらに広域で取り組む課題で、解決が早く進むと考えている。

村民の皆さまへの目線、地域の活動等、決してないがしろにするものではない。

瀧倉俊晴議員

生ゴミ収集の前倒しについて

質 先般の3月議会で、住民説明会で生ゴミ収集の前倒しが要望されており、どうするのかと質問した。「人口施策をしていく上で、他の市町村に負けない行政サービスをすることが、これからの若い家庭を

本村に呼び込む大きな要因になると考えており、前向きに検討する。」と答弁されたが、検討の結果、どのような対応を考えているのか。

答 生ごみの処理をできない村民の皆さまに、どのような形で利用してもらえるか、周知徹底をどのようにするか等を現在検討しているところだ。

希望される人と処理量の把握も必要で、アンケートを行うよう担当課に指示している。新年度からを1つの目安と考えている。

質 来年度から実施をする意向という答弁をいただいた。生ごみの収集方法、それと回数、収集は直営か、委託か。委託するとすればこの業者を考えているか。また、焼却処分はどこに委託するのか。

答 週1回の可燃ごみ収集日に追上集積所に村民の皆さまに持ってきってもらうことから始めていかなければならないとは考えている。

現時点では、数量等の全体像がつかめないことから、次年度からの処理業者等はお答えできない。

現在、広域で計画している一般廃棄物処理施設の建設とあわせて、家庭から出るごみの収集方法、回数などを含め、来年度から取り組めるように努力していきたい。

全ての生ごみを燃やすことがよしとはしていない。生ごみの堆肥化など、支援していかねばならないと考えている。

国道438号府能バイパス工事進入路の路面舗装工事について

質 府能バイパス工事の進入路として、村道井開支線を通行し、正木商店前の出合橋から村道奥野々線を利用していた。進入路の傷みは県が直すということであったが、8年が経過しているが、いまだにそのまま今後どうしてもらえるのか。

答 補修をかける必要があるのであれば修繕をしていきたいと、考えている。

岡本隆次議員

少子化・人口減少への対応施策について

質 ①定住促進住宅について、急傾斜地に住居のある人も、安全対策の面で、何とか早く村の対策をお願いしたい。村営住宅の早期新築工事を行ってほしい。

②出産祝い金について、県外では第3子50万、第4子以降は100万円など、踏み込んだ施策がとられている。本村においても、このような思い切った子育て支援施策が必要ではないかと思う。

答 ①移住・交流アクションプランでの住宅整備の基本方針として、(1)公共住宅の整備(2)民間住宅の誘導(3)既存ストック(古民家)この3つが大きな柱だ。

佐那河内村も人口減少の渦の中でのみ込まれており、この傾向は今後も続くとみられる。しかし、人口減少の率を少しでも緩やかにするためには、今まで取り組みが遅れていました住宅施策に傾注していかなければならず、今議会において住宅用地取得のための予算を計上している。

②現在、本村で取り組んでいる子育て支援の内容については、出生祝金(1人目の子どもさんには1万5千円、2人目にも1万5千円、3人目には10万円の祝金)となっている。

また、18歳までの医療費助成、2人同時入所の場合には2人目の子どもさん以降の保育料無料化、18歳未満の第3子以降の入所の場合も無料化としている。

小・中学校への入学祝金(3万

円)、放課後子ども教室推進事業と、小・中学生への修学旅行の旅行費用に対する補助金を支出している。

社会福祉協議会の事業として、乳幼児のおむつ購入代金の助成、村民の独自の活動での、出会いプロジェクトの婚活イベントなども村の助成金が使われている。

それぞれの相乗効果で若い人の移住・定住は期待できるものと思っている。

しかし、金銭的な助成に頼るだけでなく、「佐那河内村の魅力」ではないかとも考えており、長期戦略として位置づけることも重要でないかと考えている。

一般廃棄物中間処理施設計画について

質 首長のリーダーシップが大事である。反対派の集会にも積極的に出席し、行政へ反映させる努力をするべきではないか。建設予定地の村民が何を感じ、何を考え、何を願っているのかを、直接的に生の声を聞く機会を設けることをここではっきり約束し、早急を実施していただきたい。

答 来る23日に説明会を行う。その後、各地で村民の皆さまにさらに説明をしていかなければならないと思っている。

平岡 淳 議員

空き家対策にかかる村の対応について

質 ①空き家対策特別措置法では、治安・防災、景観の観点から、所有者に対して撤去や修繕を勧告・命令できるとし、過料、強制撤去もできる自治体の権限が法制化された。本村では、特定空き家に対する取り組みの進捗状況はどうか。②転用(有効活用)も大切な柱と考えるが、本村において、地方創生を見据えた独自の取り組みの現状及び将来を含めた展望を伺いたい。

答 ①村内の状況は把握は未だしていない。特定空き家等の状況把握には今後努めていきたい。

②ガイドラインには、「各市町村において地域の実情を反映しつつ、適宜固有の判断基準を定めること等に

より『特定空き家等』に対応することが適当である。」とあり、今後、村内の状況把握に努め、ガイドラインを参考に、取り組みたい。

救急搬送の今後の動きについて

質 現在、救急車を持たない自治体は、徳島県においては佐那河内と上勝、勝浦の3町村であり、救急救命士の乗った患者の生存率は、そうでない場合の倍であるとも聞く。

本村での救急搬送の実情と今後の取り組みについて教えてほしい。

答 救急搬送業務は委託しており、本村は消防未常備の自治体で、救急搬送車には救急救命士は配置されていない。隊員として2人を配置して運用しているのが現状だ。あくまでも搬送車としての枠を超えられず、応急処置で患者を病院まで搬送している。

今年度からは、徳島赤十字病院のドクターカーとの連携も始まり、早期に医師による治療を要すると判断をした場合は、徳島赤十字病院のドクターカーに患者搬送を引き継ぐこととしている。

小中学校の設置基準の変更について

質 文部科学省は、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定した。小学校で6学級以下、中学校で3学級以下の学校については、速やかに統廃合の適否を検討する必要があるとされた。この問題についての経緯。また、本村の考え方について教えていただきたい。

答 (教育長) 学校は地域コミュニティの核とした性格を持つもので、地域住民や地域の実情を配慮する必要がある。その最終的な判断は市町村の判断を尊重することになっている。

佐那河内村の方針については、地域の核である学校は、ぜひとも村に残すということが大切であると考えている。

学校がなくなると、若者はどんどん集落からいなくなると聞いている。

村内の学校は、小規模校のメリットを最大限に生かし、デメリットを

最小化する魅力ある学校づくりを実現していくことが大切であると考え

ごみ処理場を巡る行政の対応について

質 新しいごみ処理設備ができると、ダイオキシン類等の基準値はどれ位になるのか。また、村単独の場合と、今回計画されているごみ処理設備との建設費用、ランニングコスト、有害物質の比較等を教えてほしい。

答 村単独での施設整備の場合、施設規模が非常に小さく、連続運転は困難だ。1日8時間の間欠運転となる。

国が示していますダイオキシン類の規制値で、村単独の場合5.0、広域処理の場合は0.1ということになり、広域整備は村単独での整備の50分の1の規制値になる。

また、建設費用は、村単独の整備の場合、他の自治体の規模を参考にすると、約5億9千700万円が必要だ。さらに用地取得費、道路の進入路等の関連事業費が施設建設費以外に必要な。今回の広域整備は、この建設費が免除ということになっている。

維持管理費は、単独の場合、年間1,800万円の維持管理費が必要になる。広域整備は村負担は320万円ということに計画ではなっている。

経費面からすると、単独での整備というのは非常に難しいということだ。

質 再度、真剣にごみ処理場建設推進の是非を問う話し合いの場を持っていただきたく、説明の開催の計画について教えてほしい。

答 関係自治体に16項目の要望事項を出しており、回答を得られまして、改めて詳細な話し合いを持ちたいと思っている。

来週の23日には、施設の管理運営の実態、煙突から出る排気ガスの状況等について、毎日その施設管理に携わっている人をお招きし、学習会を開催する。村民の皆さまを対象とした学習会は、今後も機会を設けて、この施設の内容を理解していただけることを広く村民の皆さまに行

っていきたい。

新居健治議員

水源の里交付金事業について

質 ①この交付金は、村内の常会に河川清掃、道路愛護、凍結防止剤散布、及び年間を通じて地域における活性化活動や共同購入のために交付されている補助金と聞いている。その交付金の配分方法、算定方法を回答願してほしい。

②村内には国道より数kmも離れた、非常に悪条件の集落がある。高齢・過疎化が進み、戸数も減少し、道路愛護の草刈りなども非常に困難をきわめている。集落までの間の村道は村のほうでできないか。

答 ①村内47常会に、河川清掃・道路愛護会・凍結防止剤購入から散布の費用に充てていただき、また、年間を通じての地域活動の運営、共同取り組み等、幅広く活用していただく資金として交付している。

各常会への配分金の算定方法は、各常会の戸数割、関係する村道割で計算している。

②集落道については、主に地域住民の方が利用するというので、基本的には各常会で、各地域で草刈り等の管理をお願いしたいと考えている。各集落に行くまでの幹線道路については、各常会の高齢化や過疎化を考慮し、今後は村発注の草刈り委託業務等で維持管理路線の追加を検討していきたい。

質 凍結防止剤について、5軒や6軒しかない集落がある。年間20袋、30袋も使っている。

以前のように、行政側である程度支給してもらえないか。

また、今後、集落をどのようにして守っていくか、村の考え方を聞きたい。

答 凍結防止剤は、この交付金の中でそれぞれの集落で買っていたということになっている。条件不利地で戸数が少ないところについては、交付金の上限等、見直しをしなければならぬと思っている。

集落をどのように守っていくかということは、非常に危惧をしている。

そうした中で、若い人の定住施策を進めているが、それぞれの常会地域で若い人を呼び込むための協議、提供していただける土地等の相談もしていただき、そうした土地があれば村主導で住宅建築、あるいは民間の住宅建築をお勧めしていきたい。

集落を守っていくことについて、若い人を呼び込み、あるいは集落の再編等も含めて、今後検討を進め、集落の活力を求めていきたいと思っている。

役場庁舎の建築について

質 ①建築場所はどのようになっているのか。②新庁舎の耐震補強・改築の検討について。

答 ①国道に面しているという立地条件、村民が長い間なれ親しんできた場所等の理由で、現在地を中心とした周辺地域となっている。②平成24年度の2次診断で、現役場庁舎は、地震の振動や衝撃に対して倒壊、または崩壊する危険性が高いという結果になった。

現庁舎に耐震補強を行ったとしても、建物そのものの寿命が延びるものではなく、大地震が起こった場合、無傷でもちこたえられるものではないと考えられる。また、柱と柱の間にK型フレームが数力所設置され、利便性のみならず、事務効率も著しく悪化することになる。

限られた財源の投資効果や、多様化する行政サービスに対応し、村民の利便性の向上を図る必要などを総合的に判断し、新しく庁舎を建設する方針となった。

質 庁舎建築については、村民に経過を丁寧に説明することを切望する。

石本哲也議員

ゴミ焼却施設について

質 ①今回の村議選挙で、過半数の村民が「NO!」という意味表示を示したが、どう進めていこうと考えているのか。協議会は、管理執行の協議会、連絡調整の協議会、計画作成の協議会の3つうちのどれに当たるのか。地方自治法に、管理執行の協議会、計画作成の協議会の設置に当たっては議会の議決が必要と

されている。

②若者定住、古民家改修事業など、同時に進められているが、今住んでいる村民をも追い出しかねないごみ焼却場を建設しようとしている。行政、議会が一体となって、この佐那河内消滅の危機を乗り越えなくてはならないと考えるが、どう考えられているのか。

答 ①村議会議員選挙の結果について、立候補されました方々に対して、いろいろな考え方で村民の皆さまは投票され、その結果、当選されたと思っている。

一般廃棄物中間処理施設の是非は、大きな争点であったが、一般廃棄物中間処理施設が全てではないと考えている。

協議会の設置については、任意の協議会と自治法に定められた法定協議会があるが、議会の議決を必要とする協議会ではないと考えている。関係自治体においても議会の議決を得ずこの協議会に参加しているものと考えている。

②定住問題の取り組みについて、現在はまだ村営住宅は建設していないが、空き家に入ってくれることにより村内への若い人の流入を進め、その上で、昨年度策定した移住交流アクションプランにより、村で住宅整備を進めていきたいと思っている。

なぜ、佐那河内村がごみ焼却場建設計画の候補に選定されたのか

質 候補地選定の理由として、①自然災害を受けにくい②アクセスが便利③地域住民の生活環境に与える影響が少ない④自然環境に与える負荷が少ない、とはどういうことか。

何をもち、絶対安全と言えるのか。

答 ①南海トラフ大地震も近い将来発生することが言われている。施設に影響を受けにくい場所を前提ということで、活断層より遠い、浸水想定地域あるいは土石流危険流域など、災害関連法の指定地域でない地域。②収集運搬効率が大きな課題になり、最寄りの幹線道路の混雑が少ない地域。③住宅、商業系用途・工業系用途地域など、生活関連法の

指定地域がないということで、法律に指定されていない生活環境。④自然環境法の指定地域がないということ。例えば、自然公園、保安林、鳥獣保護区、自然緑地環境保全地域など、関係法令に抵触しない地域。

というようにご理解していただきたい。

全国で稼働している焼却施設は1,000以上、施設の構造上での事故は現在はないと聞いている。また、排気ガスについても、最新の技術であり、ほとんど大規模な事故はないと考えている。

一ノ瀬トンネルについて

質 府能トンネルには歩道がついているが、一ノ瀬トンネルには管理用の70センチ位の歩道しかない。この先、村内の高校生が市内に自転車通勤するとき、トンネルは通るなどということなのか。

答 道路構造令により、国道438号は第3種第2級の道路に区分されている。歩道等を設置する必要性は低いと、解説でうたわれている。歩道計画を行わないとの徳島県の説明を受けているが、旧道となる現在の国道438号を安全な通行が可能な歩道等として利用する。

村内の建設業について

質 14もあった建設業者は9業者、今年度から8業者、後継者のいる企業は2社か3社、このままでは村内建設業者はやがてなくなるかもしれない状況だ。数少ない村内の企業だ。昔はそこで雇用されていた村民も多くいた。

建設業者を例にしたが、建設業に限らず、村内の企業の活性化は村の活性化につながると考えるが、既存、新規にかかわらず、村内企業に対してどういった施策を考えているのか。

答 国や県の予算が縮小していく中で公共事業による企業の活性化は厳しいものがあると思っている。

村内の建設業者の厳しい状況は分かるが、村の財政状況も非常に厳しい。

尾境常会への地元説明会について

質 ①尾境常会へのゴミ焼却施設の説明会は流会になっている。このまま無視して進んでいけると考えているのか②一部事務組合に入りさえすれば、後は、一部事務組合が事務執行するので、地元住民がいくら反対しても問題ないと考えているのか。

答 ①「同じ資料で来るのだったら説明は聞いているので」という話もあり、現在に至っている状態。決して無視はしていない。16項目の回答が得られ次第、説明会を予定している。

②一部事務組合が設立されると、用地交渉・測量、詳細設計等が初めて動き出すことになると考えているが、村として、一部事務組合の構成組織の中であり、受け入れる自治体でもあり、村民の意見を組合の中で議論を深め、とりわけ関係者・地元の皆さまのご理解をいただけるような努力はしていかなければならないと思っている。

加藤秀数議員

村議選結果について

質 県下でも注目された村議選、その結果は、村政に大きな不満を持っている人が多いと私は思っている。村長はこの結果をどのように受けとめ、今後、村政をどのように進めていくか伺いたい。

答 一般廃棄物中間処理施設が全ての問題であったとは考えにくい。佐那河内村が1つの地方公共団体として末永く存続することを目標に、他の自治体並みの行政サービスを確保し、村民の皆さまが幸せな毎日を送られるよう努力していきたいと考えている。

一般廃棄物中間処理施設計画について

質 ①なぜ本村に決まったのか。平成24年7月20日に、手を挙げたと聞いているが、これは本当か。②なぜ、昨年度の7月の選挙公約にしなかったのか。③佐那河内村でごみ処理場建設ができなかった場合、また、建設をされれば、何が村全体で変わるのか。根拠を十分に村民の前

で説明をしてほしい。このことにより、今後、村の動向を考えなくてはならないのではないか。④村議会での白紙撤回の意見書が二度も出されている。村民・住民合意に基づくことでは考えず、住民無視の取り組みや、議会制民主主義を逸脱するような対応を行っている。このことについて答弁を求める。⑤現在の計画を一旦白紙に戻し、村民とともに時間をかけて論議を尽くすことが民主主義ではないか。

答 まず、議会への資料提供は、でき得る資料を準備をし提出していると思っている、ご理解をお願いしたい。①広域に加わるということは、候補地を出していくのが第一の責任であるとも考えている。平成24年7月に徳島東部地域環境施設整備推進協議会が設置されて以降、下部組織の幹事会において、建設候補地を含め検討と協議を重ね、基本計画がまとめられている。平成26年10月

開催の協議会で、その方向性はおおむね了承されたということだ。

②平成26年7月時点ではまだ基礎調査業務であったり、基本計画が策定中であったり、公表する時期ではなかったということだ。③各分野で、広域行政に関わっている。今後も大きな課題である消防、救急、火葬場、一般廃棄物中間処理施設の問題など、広域行政なくしてできないと考えている。

施設ができなかった場合、恐らく村の財政はさらに厳しくなる要素になるかもしれないと思っている。

できた場合は、村の財政・雇用・建設業者の事業等、あるいはそうした基金を活用して村内でいろいろな事業ができるのではないかと考えている。④村議会からの提出された意見書については、村民の合意を得られる努力をしてほしいという趣旨で受けとめている。住民の皆さんが不安を払拭できるよう、国・県にも意見

を聞きながら周知を行っている。

⑤住民の皆さまのご理解をいただき進めてまいりたいと思っている。

農業振興について

質 鳥獣害対策は、深刻さが毎日増えている。この被害を撲滅していくような施策をとっていただきたい。

答 神山町と共同で対策協議会を設け取り組んでいるが、鹿の侵入防止柵、モンキーダッグの導入、電気柵、有害鳥獣捕獲の報奨金の拡充、猿のテレメトリー調査など、行政としてできるものは取り組みを進めている。

今年4月から、地域おこし協力隊を配属し、猿のテレメトリー調査・猿・鹿等の出没調査等も始めている。村民の皆さまの協力があり有害鳥獣対策が進むと考える。関わっていただける方を増やし、地域として鳥獣害対策に取り組めるよう進めたい。

議会行事出席報告

〈 〉 場所・() 出席者

平成27年6月

- 6月1日 議員協議会〈議会事務局〉全員協議会〈農振センター〉(全議員)

- 3日 徳島県環状道路建設促進期成同盟会総会〈県庁〉(仁羽議長)

- 4日 議長・副議長就任挨拶〈神山町外〉(仁羽議長・岡本副議長)

- 5日 国民平和大行進〈議会事務局〉(仁羽議長)

- 8日 元議会議員の会総会〈村内〉(仁羽議長)

- 9日 議員研修〈議会事務局〉(加藤・新居・平岡・石本議員)

- 10日 議員研修〈議会事務局〉(加藤・新居・平岡・石本議員)

- 12日 平成27年第2回定例会・開会〈役場3Fホール〉(全議員) 議案審議〈農振センター〉(全議員)

- 16日 保育所・学校訪問〈保育所・小中学校〉(全議員)

- 16日 議員協議会〈議会事務局〉(全議員)

- 18日 定例会(第2日)・一般質問〈役場3Fホール〉(全議員)

- 19日 定例会第3日(最終日)〈役場3Fホール〉(全議員)

- 22日 例月出納検査〈議会事務局〉(井開・瀧倉監査委員)

- 23日 農業委員会総会〈農振センター〉(加藤議員)

- 30日 県町村議会議員議長会臨時総会〈ホテル千秋閣〉(仁羽議長)

徳島県知事へ要望活動

主要地方道小松島佐那河内線の早期改良へ



6月15日徳島県庁で飯泉嘉門知事へ村長・村議会議員3人・徳島県議会議員・徳島市八多地区道路整備促進協議会5人の10人で主要地方道小松島佐那河内線の徳島市八多町南曾根から水口の区間(延長1,500m)の狭小箇所について、早急に道路改良が出来るよう要望書を提出しました。

佐那河内村からの通勤・通学や地域の経済活動・救急救命活動などあらゆる分野において、当路線が本村と徳島市・小松島市を結ぶ幹線道路であるとともに、本村の救急救命活動を担う「命の道」であり、一刻を争う事態にも対応出来るように改良事業の採択を強く要望しました。



起業及び経営アドバイス支援補助金

- 目的** 村の雇用促進及び地域経済の活性化を図るため、会社等を営む又は営もうとする者に対して、積極的な経営活動支援をすると共に、事業を実施する経営アドバイス等の費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付する
- 助成の対象** (1) 本村で事業を営む者又は法人で、創業3年以内の者又は法人
(2) 本村で起業等をしようとする者又は法人
(3) その他、村長が認めた者
- 採択件数** 予算の範囲内 (100万円)
- 補助限度額** 1事業者20万円
- 助成の対象期間** 交付決定日から平成28年3月31日までの間
- 応募方法** 起業及び経営アドバイス支援補助金要綱に従い必要書類を提出して下さい。
なお、紙媒体での提出をお願いします。
- 報告義務** 補助金受給者は、平成28年3月31日(木)までに、実績報告書及び収支精算書などを作成し契約書などの証憑書類を添付して総務企画課へ提出して下さい。
なお、事業者の事業内容等について公表する場合があります。
- 応募先** 総務企画課

佐那河内村起業創業支援補助金事業の募集について

佐那河内村の地方創生を展開する特色ある事業創出のため、佐那河内村で起業する者若しくは村内の事業者を対象に、雇用促進及び事業拡大若しくは地域活性化の事業企画の提案を8月1日から募集します。

採用された者には、最高200万円の助成を行いますので、ご応募をお待ちしています。

***募集期間**：8月1日～8月17日 **プレゼンテーション**：8月24日(予定)

***事業期間**：交付決定日から平成28年3月31日まで

***採択件数**：2件程度(予算の範囲内)

**村では、定住促進対策として村有住宅建設を予定しています。
皆さんからの土地情報や空き家情報をお待ちしています。
村有住宅地として土地を提供くださる人はご連絡ください。**

昨年5月、日本創成会議は2040年までに896の市区町村が消滅すると発表されました。本村も消滅自治体の一つに入っています。

それを受けて行った人口推計によると、毎年20代夫婦世帯3組、30代夫婦と子ども1人世帯を3組の転入により、現在の小学校児童の数が維持できると推計されています。

その目標を達成するために、村有住宅の建設による居住環境の確保と空き家および新築への支援制度の整備を検討していますので、村民の皆さまのご協力をお願いします。

お問い合わせ先●総務企画課

マイナンバーの「通知カード」は、
住民票の住所に送られます!!



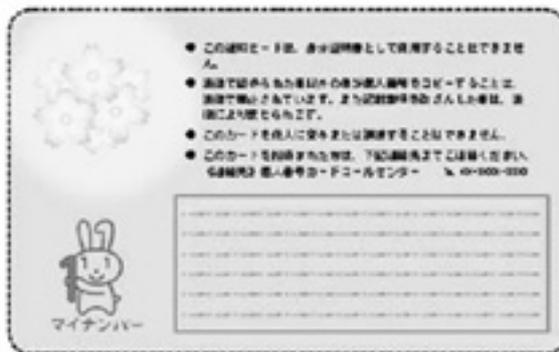
【ご注意ください】

- ・平成27年10月以降、住民票の住所に世帯ごと、マイナンバーの「通知カード」が送られます。
- ・住民票を有する全ての人に、1人1つの番号（12桁）が通知されます。
 - ①通知カードを確実に受け取りいただくために、住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、お住まいの市町村へ住民票を異動するなどして注意してください。
 - ②通知カードは、簡易書留で届きます。簡易書留の中身を必ず確認しましょう！大切な書類です。まちがって捨てないように注意してください。
 - ③マイナンバーは一生使うものです。番号が漏えいし、不正に使われるおそれがある場合を除き、一生変更されませんので、通知カードを無くしたりしないよう大切に保管してください。

通知カードのイメージ



(表)



(裏)

【通知カードが届いたら】

- ・上記の②で届く簡易書留の中には、通知カードと一緒に「個人番号カード」の交付申請書と返信用封筒が入っています。
- ・個人番号カードは、申請された人のみが交付されるカードで、通知カードと引き換えに交付されます。初回のカード発行手数料は無料です。
- ・個人番号カードの取得を希望される人は、交付申請書に署名または押印をし、顔写真を貼付のうえ、返信用封筒に入れて返送します。
- ・申請した個人番号カードは、平成28年1月以降、村役場窓口に来庁していただき、顔写真確認などの本人確認のうえ、交付します。

※「個人番号カード」に関するさらに詳しい情報は、あらためてお知らせします。

マイナンバー制度に関する
お問い合わせは

コールセンター **0570-20-0178** (外国語は0570-20-0291)
開設時間 **平日 9:30~17:30** (土日祝日を除く)

さなごうち商品券販売！

この度「地域活性化・地域住民生活等緊急支援のための交付金」を活用し、佐那河内村内加盟事業者で利用可能な「さなごうち商品券」を販売いたします。

◎10,000円で12,000円分の商品券が購入できます！

◎子育て世帯には、0才～中学校卒業までの子ども（平成27年6月1日現在）1人につき10,000円分のさなごうち商品券（子育て支援分）が交付されます。

発売日及び交付日	平成27年8月1日（土）9：00～16：00 農業振興センター1階 特設会場
商品券有効期間	平成27年8月1日（土）～平成28年1月31日（日）
販売価格	1セット（1,000円券12枚綴12,000円分）を10,000円で販売
販売セット数	1,490セット

商品券購入方法

①事前予約：1世帯につき2セットまで事前予約が可能です。

各世帯に送付している申請書に必要事項をご記入の上、7月20日（月）までに佐那河内村役場商工共栄会事務局へ申請してください。引換券をお渡ししますので、8月1日（土）に上記特設会場にて精算してください。※会場へは必ず引換券をご持参ください。引換券の紛失は無効です。

【申請書方法の場合】受付時間内8：30～17：00（休日も可）に佐那河内村役場へご持参ください。
※売り切れ次第終了

②当日販売：1人5セットまで購入可能です。（事前予約で完売した場合は実施しません。）

8月1日（土）に特設会場にて販売いたします。※売り切れ次第終了

商品券（子育て支援分）の受理方法

対象の人には、引き換えハガキを送付しております。8月1日（土）にハガキに記名・押印の上、身分証明（免許証または保険証）と合わせてご持参ください。※当日どうしても都合がつかない人はお問い合わせください。

主催：佐那河内商工共栄会 お問い合わせ ● 佐那河内商工共栄会事務局 電話679-2115 IP5000

農業総合振興センター農産加工室の調理機器使用料について次のとおり変更します

（平成27年8月1日より）

変更後				変更前			
区分	単位	使用料		区分	単位	使用料	
		村内	村外			村内	村外
もちつき機	1回につき	200円	300円	もちつき機	1.5kgにつき	100円	150円
真空包装機	1袋につき	5円	7円	真空包装機	10袋につき	50円	70円
シール機	1袋につき	5円	7円	シール機	10袋につき	50円	70円

介護保険制度が8月から変更されます。

一定所得以上の方は介護サービスを利用するときの自己負担が2割に

平成27年
8月から

65歳以上(第1号被保険者)で一定所得以上の方は介護保険サービスを利用するときの自己負担が2割になります。

【2割負担となる人】

本人の合計所得金額160万以上の人。
ただし、年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で280万円未満、65歳以上(第1号被保険者)の人が2人以上いる世帯で346万円未満の人は1割負担のままとなります。

利用者の負担額には、1か月の上限額(高額介護サービス費)がありますので、自己負担が1割から2割になった全員の負担が2倍になるわけではありません。



■負担割合証

要介護認定を受けた人に利用者の負担割合を示す証明書が発行されます。介護保険証とともに介護保険のサービスを利用するとき必要になります。

有効期限：1年間
(8月1日～翌年7月31日)



負担割合(1割または2割)が記載されます。

※負担割合証はイメージです。実際のものとは異なります。

高額介護サービス費^{※1}の上限額を引き上げ

平成27年
8月から

※1 同じ月の介護サービスの利用者負担(1割または2割)の合計が高額になり、決められた限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付され、負担が軽くなります。

医療保険制度における現役並み所得者に相当する人^{※2}は、高額介護サービス費の自己負担の限度額が、37,200円(月額)から44,400円(月額)に引き上げられます。

「現役並み所得者相当の人」以外の方の限度額に変更はありません。



自己負担の限度額(月額) 平成27年7月まで

区分	限度額
村民税課税世帯の人	3万7,200円
世帯全員が村民税非課税	2万4,600円
・老齢福祉年金受給者の人 ・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人など	2万4,600円(世帯) 1万5,000円(個人)
生活保護の受給者の人など	1万5,000円

自己負担の限度額(月額) 平成27年8月から

区分	限度額
医療保険制度における現役並み所得者相当の人 ^{※2}	4万4,400円
村民税課税世帯の人	3万7,200円
世帯全員が村民税非課税	2万4,600円
・老齢福祉年金受給者の人 ・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人など	2万4,600円(世帯) 1万5,000円(個人)
生活保護の受給者の人など	1万5,000円

※2 同一世帯内に65歳以上(第1被保険者)で課税所得145万円以上の人がある人。ただし、単身世帯で収入が383万円未満、65歳以上(第1被保険者)の人が2人以上の世帯で収入の合計が520万円未満の場合は「村民税課税世帯の人」と同様の限度額になります。

食費・部屋代(特定入所者介護サービス費) を支給する条件を変更

平成27年
8月から

施設サービスの住居費と食費は、所得の低い人に対しては自己負担の上限額が設けられており、これを超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から施設などに支払われます。平成27年8月からは、その対象者となる条件が変更されます。

変更点

- 住民票上世帯が異なる（世帯分離している）場合の配偶者の所得も判断材料とします。

【配偶者の範囲】

婚姻届を提出していない事実婚も含む。

DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合などは対象外。

- 預貯金などが単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下であることが要件に加わります。

実際に負担する能力
のある人などは対象
外となるんだね。



預貯金などに含まれるもの (資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なものが対象)	確認方法 (価格評価を確認できる書類の入手が容易なものは添付を求めます)
預貯金（普通・定期）	通帳の写し（インターネットバンクであれば口座残高ページの写し）
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行などの口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社などの口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
タンス預金（現金）	自己申告

負債（借入金・住宅ローンなど）は、預貯金などから差し引いて計算します。（借用証書などで確認）
また、価格評価は、申請日の直近2か月前までの写しにより行います。

【預貯金などに含まれないもの】

・生命保険 ・自動車 ・腕時計、宝石など時価評価額の把握が難しい貴金属 ・絵画、骨董品、家財など

※不正があった場合には、加算金を設けます。



後期高齢者医療制度からのお知らせ

8月は保険証の定期更新月です

現在、後期高齢者医療制度に加入されている人には、有効期限が「平成27年7月31日」となっている濃いクリーム色（黄色）の「後期高齢者医療被保険者証」を、1人に1枚お渡ししています。

7月中旬に健康福祉課から、有効期限 平成28年7月31日と記載された新しい被保険者証【みどり色】をお届けします。8月1日以降は古い被保険者証は使えませんので、受診の際は有効期限を確認し、お間違えのないようご注意ください。

後期高齢者医療被保険者証

有効期限 年 月 日

被保険者番号

住所

氏名

生年月日

交付取得年月日

発効期日

交付年月日

一部負担金の割合

被保険者番号並びに被保険者の名称及び印

※ご確認ください！

【有効期限】

新しい被保険者証の有効期限 **平成28年7月31日**

【一部負担金の割合】

平成27年8月1日から平成28年7月31日までの一部負担金の割合（1割または3割）は、平成26年中の所得に基づき、改めて判定します。

1割負担となる人		
同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得が145万円未満		
3割負担となる人		
世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
住民税課税所得	145万円以上	145万円以上の被保険者がいる
総収入の合計額	383万円未満は1割(要申請)	520万円未満は1割(要申請)
	383万円以上は3割(※)	520万円以上は3割

※70歳以上75歳未満の人（後期高齢者医療制度の被保険者以外）がいる場合、その人との総収入の合計額が520万円未満の場合は1割（要申請）

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（薄い紫色）をお持ちの人へ

現在お持ちの「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」は、有効期限が「平成27年7月31日」となっています。

平成26年度の認定証をお持ちの人で平成27年度住民税非課税世帯の人には、7月末までに「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」をお届けします。更新申請書の提出は必要ありません。

認定証に記載されている適用区分が「区分Ⅱ」の人で「過去12か月で90日を超える入院」をされた人は、健康福祉課に申請していただくことで、入院時の食事代がさらに減額されます。

臓器提供の意思表示にご協力ください

新しい被保険者証（有効期限平成28年7月31日）の裏面に、臓器提供意思表示欄が設けられています。

これは、臓器移植に関する啓発や知識を深めるためです。

臓器提供の意思表示は自分の意思で決めることができます。また、意思表示欄記入後も意思の変更ができます。臓器提供についてよく考え、家族と話し合い、意思表示欄の記入にご協力ください。なお、意思表示欄への記入は任意であり、義務付けるものではありません。

臓器提供意思表示欄記入後に、「個人情報保護シール」をはり付けることにより、記入内容を他の人に知られないようにすることができます。このシールは被保険者証同封パンフレット「臓器提供の意思表示にご協力ください」に付いています。

記入する場合は、ボールペンなどの消えないペンを使用してください。

お問い合わせ先

佐那河内村役場 健康福祉課 電話679-2971

徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課 電話677-3666

障害基礎年金などを受けている人の現況届について

20歳前の障害による障害基礎年金、障害福祉年金から切り替わった障害基礎年金、母子・準母子福祉年金から切り替わった遺族基礎年金を受けている人は、毎年7月が「現況届」の提出月です。

「現況届」とは、引き続き年金を受ける権利があるかどうかを確認するための大切な届です。7月初旬に年金事務所から現況届が送られてきますので、同封の説明書をよくお読みのうえ必要事項を記入し、役場国民年金担当窓口へ7月末までに提出してください。

なお、「現況届」が提出されない場合や、所得の審査ができない場合には、年金の支払いが一時停止することがありますのでご注意ください。

※障害状態が引き続き障害等級に該当するか確認を必要とする人は、診断書の用紙を一緒にお送りしています。医師の診断を受けていただき、現況届（障害の状態によってはレントゲンフィルム・心電図）と一緒に提出してください。

※加算対象者のいる人については、加算額を引き続き受けるために生計維持関係の記載をしていただく必要があります。

※平成27年1月2日以降に他市町村から転入した人は、平成27年1月1日現在、住民票がある市町村にて平成26年分の所得に関する証明を添付してください。

※他の公的年金・恩給などを受けている人は、同封されている「支給停止額変更届」を記入のうえ、直近の「年金額改定通知書」の写を添えて提出してください。また、新たに他の公的年金を受けられるようになった人は、「支給停止事由該当届」を提出してください。

国民年金保険料免除などの申請について

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者（30歳未満）納付猶予制度」があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

手続きは、住民登録をしている市町村役場の国民年金担当窓口へ申請することになります。申請書は、年金事務所または市町村役場の国民年金担当窓口へ備え付けてあります。

平成27年度の免除などの受付は平成27年7月1日から開始され、平成27年7月から平成28年6月までの期間を対象として審査します。また、申請は原則として毎年度必要です。

ただし、平成26年4月より、申請時点の2年1か月前の月分まで、免除を申請できるようになりました。

過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある人は、年金事務所へお問い合わせください。

平成27年度 がん検診および特定健診のお知らせ

平成27年度のがん検診と特定健診を次の日程で実施します。受診をご希望される人は、事前予約が必要です。各検診日程の申し込み期限までに、健康福祉課までお申し込みください。なお、がん検診は村に住民登録のある人で、次頁対象者に該当する人であれば受診できます。

●がん検診日程および場所

検診日程	検診場所	受付時間
平成27年8月1日(土) 【申し込み期限は終了しています。】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	9:30~11:30 ※婦人科検診は11:00~11:30
平成27年9月5日(土) 【申し込み期限: 8月14日(金)】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	9:30~11:30 ※婦人科検診は11:00~11:30
平成27年10月3日(土) 【申し込み期限: 9月11日(金)】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	9:30~11:30 ※婦人科検診は11:00~11:30
平成27年10月21日(水) 【申し込み期限: 9月30日(水)】 ※村内開催なので、期限までに申し込みできなくても受診はできます。その場合は、事前に問診票をお渡しできないことがありますので、ご了承ください。	佐那河内村農業振興センター 特定健診・大腸がん・前立腺がん 頸部・腹部エコー検査のみ実施	8:30~11:00
平成27年11月7日(土) 【申し込み期限: 10月16日(金)】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	9:30~11:30 ※婦人科検診は11:00~11:30
平成27年12月4日(金) 【申し込み期限: 11月13日(金)】 ※村内開催なので、期限までに申し込みできなくても受診はできます。その場合は、事前に問診票をお渡しできないことがありますので、ご了承ください。	佐那河内村農業振興センター 頸部・腹部エコー検査は実施しないのでご注意ください。	8:30~11:00 婦人科および骨密度検査は 13:00~13:30 〔※ただし、乳がん検診は、午前中も受付します。〕

●がん検診内容および負担金

検診内容	対象者	負担金
胃がん検診	40歳以上の村民	500円
肺がん検診	40歳以上の村民（65歳以上の人は結核検診を含みます）	100円
喀痰検査	肺がん検診受診者で、肺がんの危険性が高いと認められた村民	300円
大腸がん検診	40歳以上の村民	300円
肝炎ウィルス検査	① 平成27年度において満40歳となる村民（S50年4月1日～S51年3月31日生まれの人） ② 平成14年度から平成26年度までの間に、肝炎ウィルス検査の対象者であって、受診の機会を逸した村民	300円
前立腺がん検診	50歳以上の村民（男性のみ）	1,000円
骨密度検査	40歳以上の村民	400円
（婦人科検診） 子宮がん検診	20歳以上の村民（女性のみ） ※2年に1回の受診が標準です。（原則として、平成26年度に受診された人は、平成28年度に検診を受けてくださるようお願いいたします。）	400円
（婦人科検診） 乳がん検診	40歳以上の村民（女性のみ） ※2年に1回の受診が標準です。（原則として、平成26年度に受診された人は、平成28年度に検診を受けてくださるようお願いいたします。） ※12月4日（金）は、午前中も受付します。	1,000円

※生活保護受給者の人は、負担金は無料です。

※12月4日（金）の村内で行う検診では、**歯科健診・口腔がん検診も行います**。歯科健診および口腔がん検診の負担金は無料なので、この機会にぜひ受診してください。

※**特定健診受診券をお持ちの人は、がん検診と同時実施できます**。

※11月までのとくしま未来健康づくり機構で行うがん検診では、オプション項目【頸部エコー検査：負担金3,240円・腹部エコー検査：負担金5,400円】を追加できます。ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。

※10月の農振センターで行うがん検診で、**完全予約制、先着20人限定**でオプション項目【頸部・腹部エコー検査：負担金8,640円】検査ができます。ご希望の人は、お早めにお申し込みください。

国保 脳ドック について

対象者	村の国民健康保険加入者で30歳～74歳までの人 (ただし、2年に1回の受診となります。平成26年度に受診された人は、受診できません。)
期間	平成27年7月1日～平成27年12月中旬頃まで
受診場所	協立病院・田岡病院
負担金	3,000円

※受診を希望される人は、健康福祉課国保係までお申込みください。**脳ドックと特定健診を同時に受診することもできます**。同時に受診される場合は、負担金に特定健診分1,000円がプラスされます。

不法就労・不法滞在の防止に御協力を！

不法就労とは？

- 不法滞在者が働く
 - 密入国者や不法残留者が働く
- 入国管理局から働く許可を受けずに働く
 - 観光や親族訪問などの目的で入国した人が働く
 - 留学生が許可を受けずにアルバイトをする
- 入国管理局から許可された範囲を超えて働く
 - コックとして働くことを認められた人が機械工場で単純労働者として働く

不法滞在者とは？

- 不法残留者
 - 在留期間を超えて不法に残留する外国人
 - 不法在留者
 - 不法に入国または上陸後、引き続き在留する外国人
- ※ 平成26年1月1日現在の不法残留者は約5万9,000人とみられています。

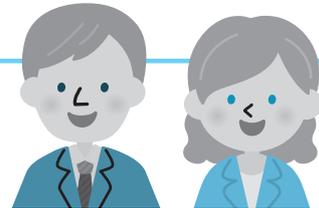
外国人を雇用する事業者の人へ

注意!! 事業主・雇用主も処罰の対象となります。

- ▼ 不法就労をさせたり、あっせんした者
 - 不法就労助長罪（3年以下の懲役、300万円以下の罰金）

※ 外国人雇用の際、該当外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していないなどの過失がある場合は、処罰されます。

- ▼ 不法就労をさせたり、あっせんした外国人事業主
 - 退去強制の対象
- ▼ ハローワークへの届出（法律で義務づけられた事業主）をしなかったり、虚偽の届出をした者
 - 30万円以下の罰金



在留カード確認のポイント

外国人を雇用する際は、在留カードなどを確認して、不法就労とならないように注意してください。

在留資格

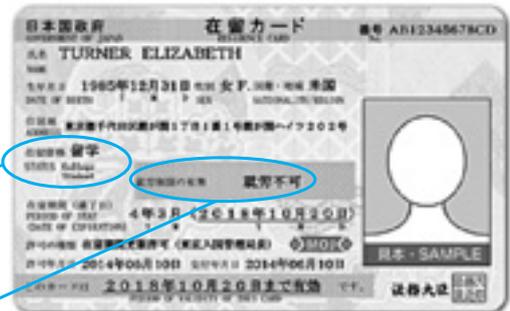
→ 就労可能な資格かどうか。

就労制限の有無

→ 「就労不可」の場合、原則、就労できません。

資格外活動許可欄

→ 表面で「就労不可」とされていても、資格外活動許可の記載があれば、許可の範囲内で就労できます。





子どもを薬物乱用から守るために

薬物に手を出させないための8か条

- 1 子どもの思春期特有の心と体の変化について理解しましょう。
- 2 毎日の親子の会話とコミュニケーションを大切にしましょう。
- 3 子どもの話には常に耳を傾けましょう。
- 4 友情をつちかい、仲間からの悪い誘いを拒否できる勇気を育てましょう。
- 5 子どもが家族や学校の先生にいつでも相談できるようにしておきましょう。
- 6 子ども自身で、健全な決断ができるように育てましょう。
- 7 学校や地域社会との関係を大切にしましょう。
- 8 子どもの様子がおかしいと気になったらすぐに、四国厚生局麻薬取締部（電話087-823-8800）の相談窓口にご相談しましょう。



Facebook に「徳島県危険ドラッグ110番」を開設

◆パソコン

<https://www.facebook.com/tokushima.kikendrug>

◆スマホ

<https://m.facebook.com/tokushima.kikendrug>



手を出さない！ 心にカギを！

薬物乱用防止指導員 日下 早苗

縦断 ぽっ に こころ旅

2015 “秋の旅” 徳島県をスタート!



皆さんのこころの風景を
旅人（俳優）火野正平さんが訪ねます!

“2015秋の旅”は、四国徳島をスタート! 香川、そして本州 瀬戸内海側の岡山・広島・山口を通過して九州 福岡を南下、大分・宮崎・鹿児島、沖縄を目指す11週間の旅をします。

旅の成功は、皆さまから頂くお便り次第です。

◎ こころに残る「何気ない風景」「思い出の風景」「忘れられない風景」「みんなに伝えたい風景」「音の記憶と重なる情景」など皆様のこころの風景とエピソードをお待ちしています。

◎お手紙募集の締め切り

8月10日(月) 必着

◎徳島県の放送予定

9月21日(月)～9月25日(金)

《応募方法》

●番組ホームページから…

<http://www.nhk.or.jp/kokorotabi/>へアクセス!

●ファックスで…

03-3465-1327へ送信!

●ハガキ・封書で…

〒150-8001 **NHK「こころ旅」係**へ送付!

《応募内容》

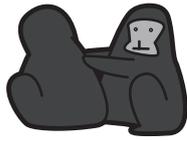
次の内容を明記の上、
ご応募ください。

- ①住所
- ②お名前
- ③電話番号
- ④性別
- ⑤年齢
- ⑥思い出の場所・風景
- ⑦場所にまつわるエピソード

エピソードを
お寄せいただく地域は、
日本国内に
限らせていただきます。
(写真も大歓迎!)

番組・応募に関するお問い合わせは… NHK ふれあいセンターまでお願い致します。

TEL 0570-066-066 (ナビダイヤル) ナビダイヤルがご利用になれない場合は 080-3786-5000 まで



7月からニホンザルの位置情報発信を 村内放送・メーリングリストにて行います！

現在、佐那河内村に出没するニホンザルの群れに首輪式電波発信機を装着しています。ニホンザルの群れの行動や移動ルートが分かると、捕獲の向上や効果的な対策に生かすことができます。

地域の皆さんに、ニホンザルの追い払いに役立ててもらい、畑の被害を未然に防げるよう、7月から位置情報を村内放送・メーリングリストにてお知らせすることになりました。ニホンザルの一日の移動距離は1～2kmとされています。出没地に近い方は警戒していただき、追い払いや、野菜クズの放棄・取り残し果樹の管理にご協力をお願い致します。

また、地域の皆さんからニホンザルの情報をいただき、より詳しく群頭数・出没地域の把握に努めてまいりたいと思いますので、ご協力よろしくお願い致します。

下記の表は、情報発信を行う群れです。現在2群だけですが、他の群も捕獲でき次第、発信機装着を行ってまいります。

群れ名	北山群	東山群
発信機装着日	H27/4/7	H27/6/15
頭数	20頭近く	調査中
出没地域	北山・谷・仁井田・西府能	調査中

《メール配信の手順》

1. メールで、「サルメール希望」と、お名前を書いて bufo@i.softbank.jp こちらのアドレスに送信してください。
2. information@ml.allserver.jp から招待メールが届きます。
3. 招待メールに掲載してある参加用 URL をクリックしてください。
4. 参加完了。参加完了メールが届きます。

連絡先：産業環境課 地域おこし協力隊 井内亜実

平成27年度徳島県狩猟免許試験案内

試験科目	第1回	第2回	第3回
知識試験	平成27年7月26日(日) 午前9時50分までに入室 午前10時から試験	平成27年8月23日(日) 午前9時50分までに入室 午前10時から試験	平成28年1月17日(日) 午前9時50分までに入室 午前10時から試験
適性試験 技能試験	同日午後1時から	同日午後1時から	同日午後1時から

試験場所	第1回	第2回	第3回
徳島県東部農林水産局管内 に住所を有する者	徳島市新蔵町1丁目67 徳島県徳島合同庁舎	徳島市新蔵町1丁目67 徳島県徳島合同庁舎	徳島市新蔵町1丁目67 徳島県徳島合同庁舎

農業者の皆さん、老後の備えは万全ですか？

— 農業者年金は老後生活をがっちりサポート —

サラリーマンには国民年金の上乗せ年金として「厚生年金」があります。農業者の場合には、厚生年金の代わりに「農業者年金」があります。

農業者年金は、国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人はだれでも加入できます。（注）

農地を持っていない農業者や、配偶者や後継者などの家族従事者も加入でき、脱退も自由です。

（注）農業者年金に加入される人は、国民年金の付加年金（付加保険料月額400円）への加入も必要となります。

〈農業者年金のメリット〉

平成13年に賦課方式・確定給付型（国民年金・厚生年金・共済年金など）から、**積立方式・確定拠出型**に制度改革が行われました。

自らが納めた保険料とその運用収入を、将来受給する年金の原資として積み立てていき、この年金原資の額に応じて年金額が決まるしくみです。

加入者・受給者の数に左右されにくい安定した年金制度で、少子高齢化時代に強い年金です。

●公的年金ならではの税制上の優遇措置があります！

支払った保険料は、全額社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税につながります。また、将来受け取る農業者年金は、公的年金等控除の対象となります。

●保険料の額は自由に決められます！

自分が必要とする年金額の目標に向けて、自分で保険料を決められ、いつでも見直すことができます。（月額2万円から6万7千円までの間で千円単位で自由に選択）

●終身年金で80歳までの保証付きです！

年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族に支給されます。

●その他、農業の担い手には手厚い政策支援（保険料の国庫補助）があります！

保険料支払いによる節税効果の試算（所得税・住民税）

税率	保険料の額が		
	月額2万円 (年額24万円)の場合	月額5万円 (年額60万円)の場合	月額6.7万円 (年額80.4万円)の場合
15%の場合	36,000円	90,000円	120,600円
20%の場合	48,000円	120,000円	160,800円
30%の場合	72,000円	180,000円	241,200円

●各欄の金額が節税効果で、保険料支払い後も適用される税率に変動がないものとして試算しています。

農業者年金の試算額

加入年齢	納付期間	試算額		
		性別	保険料2万円	保険料3万円
20歳	40年	男性	91万円	136万円
		女性	79万円	118万円
30歳	30年	男性	60万円	90万円
		女性	52万円	78万円
40歳	20年	男性	35万円	53万円
		女性	31万円	46万円
50歳	10年	男性	16万円	23万円
		女性	14万円	20万円

※この試算は、65歳までの付利率が2.30%、65歳以降の予定利率が1.55%となった場合の試算です。付利率2.30%は農業者年金において期待される運用収益をもとに設定した率、予定利率1.55%は農林水産省告示（H21.4.1施行）により定められている率です。

詳しくは、農業委員会事務局(電話 679-2115)までお問い合わせください。

大川原高原星空観測会

大川原高原のおおきな天体望遠鏡で星を観よう!!

【日時】① 平成27年7月25日(土) 定員各15人

第1部 午後7時から午後7時45分まで(受付午後6時半～)

第2部 午後8時から午後8時45分まで(受付午後7時半～)

② 平成27年8月29日(土) 定員各15人

第1部 午後7時から午後7時45分まで(受付午後6時半～)

第2部 午後8時から午後8時45分まで(受付午後7時半～)

【場所】佐那河内村大川原高原ヒルトップハウス

住所：佐那河内村上字大川原5-7 電話：679-3257

【観測内容】

土星、月、そして夏の星座をいろいろのベガ(織女星)やアルタイル(牽牛星)などの星々を大川原高原の大型天体望遠鏡を使って観測します。

【準備物】上着(高原の夜は寒いです)

【参加費】大人520円 子ども(小・中・高)310円

【申込・お問い合わせ】

佐那河内村役場産業環境課

※上記連絡先にお電話もしくはヒルトップハウス窓口にてお申し込みください。

◎天体観測は天候により中止になる場合があります。中止の場合は、当日正午までに村HPにてお知らせいたします。



「(仮称)上勝・神山風力発電事業 環境影響評価準備書」 縦覧および説明会の開催について

株式会社ユーラスエナジーホールディングスが計画している(仮称)上勝・神山風力発電事業について、環境影響評価の結果を記載した「環境影響評価準備書」を縦覧します。

環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの人は、縦覧場所に備えつけの書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入の上、意見受付終了日までに意見書箱にご投函頂くか、下記の問い合わせ先へご郵送ください。

●縦覧期間：7月10日(金)から8月10日(月)まで

●意見受付終了日：8月24日(月)

●縦覧場所：佐那河内村役場(その他、上勝町役場・神山町役場などでも実施)

※佐那河内村役場での縦覧は、土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

電子縦覧は次のウェブページにて実施します。<http://eeh-development.com/kamikatsu-kamiyama/>
また、環境影響評価準備書についての説明会を以下のとおり実施します。

- ・第1回 7月25日(土) 19:00~21:00 於) 上勝町コミュニティセンター
- ・第2回 8月1日(土) 13:00~15:00 於) 佐那河内農業振興センター
- ・第3回 8月1日(土) 19:30~21:30 於) 神山町農村環境改善センター

【お問い合わせ】(株)ユーラスエナジーホールディングス(野口、桶田) 電話03-5404-5337
〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル7階

岡山消防団長が徳島県消防協会長に就任

6月3日に開催された公益財団法人徳島県消防協会理事会において、岡山勝明消防団長が徳島県消防協会長に就任されました。今後2年間、県内の消防団活動の充実強化や地域防災力の向上のため、関係各団体と連携しながら活動が行われていきます。

「県下消防団の代表として責任の重大さを痛感していますが、地域住民の期待に応えられる消防団活動の発展に尽くしていきたい。」と話されました。



元人権擁護委員 小河祥訓さん 法務大臣感謝状授与

人権擁護委員は、地域で人権相談や人権思想を広める活動を行うため、法務大臣により委嘱された人たちです。

小河さんは、平成21年から平成27年まで、2期6年の永きにわたり人権擁護活動にご尽力され、その功績に対し法務大臣より感謝状が授与されました。

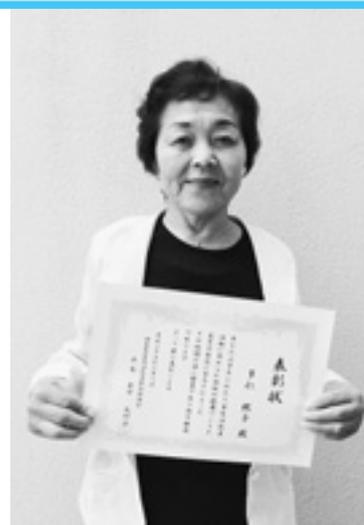
6月16日、徳島地方法務局で感謝状の伝達が行われました。

長い間、お疲れさまでした。感謝状の授与、おめでとうございます。



平成27年徳島県食生活改善推進協議会 表彰 多仁 政子さん

平成27年6月8日ろうきんホールにおいて徳島県食生活改善推進協議会会長より表彰状が授与されました。多仁さんは健康づくりの会で会長を務め、多年にわたり地域での健康づくりと食育の推進に寄与され、その功績が認められました。おめでとうございます。



地域おこし協力隊



むねかた まさあき

宗像 正章

田植え

みなさん、こんにちは、宗像です。暑くなってきましたね。今年は梅雨に多くの雨が降りましたので、収穫が上がるのでは、と無責任な期待で盛り上がっています。

私の中で、今年は田植えがブームです。5月初旬のお手伝いに始まり、5月末の体験イベント、6月半ばの古代米、半夏生寸前のうるち米と至る所で様々な品種を扱いました。基本的に（私が植えた部分に関していえば）手作業です。佐那河内米の魔力に取りつかれたのか、稲作〈田植え天国？〉にどっぷり浸かっています。しかも、始末の悪いことに、機械化や大規模生産もできないまま、体力と時間に合わせて、長い目で？行っています。任期3年目、次年度以降の生計の維持に向けて、品目や形態を固めていかなければならないのですが…。

今試していることは、土壌や環境に負荷をかけないで、なるべくコストをかけないで、どれだけ収穫できるかということです。収量が少ないのは覚悟のうえ、それでも収益を計る物差しとすることはできます。

コエグロを作ったり、肥えの口開けを実践したり、ハザ架けを行ったりと、忘却の淵にある方法を取り入れています。そして、自分の体がどれだけ耐えられるのか、も試行中です。時間だけを採っても機械の何倍もかかるでしょう。そんなことをしながら、いかにして付加価値を高めることができるのかを考えています。

古代米に関していえば、佐那河内村の名を広める仕掛けと位置づけています。地元団体や大学、企業と協力して、生産拡大、成分分析、販売促進などに着手しました。まだ生産農家は少ないので、目に見える波及効果は少ないかもしれませんが、白米の評判も高めることを望んでいます。

あじさいも終わり、草刈りとの熱い戦いが待っていますね。独立への道のりは険しいですが、何とか頑張っていきます。暑さにも負けず、疲労にも負けず、激しい節々の痛みにも負けず。皆さんも熱中症に気をつけて、元気に頑張りましょう。



これでも田植え中



いのうちづみ

井内 亜実

夏本番間近！

皆さんこんにちは！地域おこし協力隊の井内亜実です。6月に入り、今年初めてのアブラゼミとノコギリクワガタを見つけました。最初の発見は嬉しいですね。私が楽しみにしているのはクマゼミの声！関東ではミンミンゼミの勢力が強く、クマゼミはめずらしい存在。10年東京に住んでいたため、久しくクマゼミの声を聞いていません。徳島県で生まれ育った私には、やはり夏と言えばクマゼミ！とっても待ち遠しいです。

さて、6月は中辺カトリア会の端午の節句祭りに参加させて頂いたり、宮前公民館の芸能祭に出演させていただき歌を歌ったり（とても緊張しました！）、LOVE さなごうちハーモニーに参加したり、根郷の竹林伐採作業、大川原の草刈りと、普段の活動業務ではなかなかお会いできない人ともたくさん交流でき、充実した6月を過ごしました。佐那河内に来て3か月。皆さんにだいぶ顔と名前を知っていただき、調査中に声を掛けてくださったり、道ですれ違った時に手を振ってくださったりする事が多くなり、とても嬉しく思っています。

ところで、別ページでも掲載していますが、7月からニホンザルの位置情報発信を村内放送とメールにて行うことになりました。メール登録の方法が、手順があって分かりづらいかもしれません。ごめんなさい。メール登録していただくと、村内放送を聞き逃しても見返せるので役立つと思います。声を掛けていただければ、私が操作して登録いたしますので、よろしくお願いします。



ノコギリクワガタ



看板清掃を行いました

村の話題

5/24
(日)

県大会ベスト8 第1回徳島県U-10 (4年生以下)サッカー大会



5月16日から24日
にかけ徳島市球技
場・徳島市陸上競技
場を会場に開催され
た、第1回徳島県U

-10(4年生以下)サッカー大会は、県内から59チームが集
い、長尾侑璃君、市原大聖君、山村良太君、吉田裕貴君が上
勝クレイン・佐那河内の合同チームで出場しました。1回戦
から3回戦まで勝ち抜き、準々決勝で惜しくも北島SCに敗
れ敗戦しましたが、ベスト8の結果を残しました。



6/16
(火)

お山の体操教室

毎週火曜日の午後6時半から小中学校
体育館では体操教室が行われています。

対象は4歳から小学校低学年で、マッ
ト、跳び箱、鉄棒、ポール、フープ、縄跳
びなど、小さい時から運動の体験をする
ことで身体の基礎づくりをしています。

定期的に教室が開催されていますの
で、見学や体験に行ってみませんか。



6/21
(日)

おっさん豆腐 充填豆腐の部で日本一

6月21日京都市で開催された、第5回ニッポン豆腐屋サミット at 京都 第1回
「日本一旨い豆腐を決める」品評会の充填豆腐の部で日本一に選ばれたのが桑原
年朗さん。(上字平地)



全国各地から日本一をめざし応募された
128丁の豆腐の中で、総合3位には入れま
せんでしたが、充填豆腐の部で日本一の栄
冠に輝き、特別賞を受賞されました。

「来年は熊本県で開催され、おぼろ豆腐
が出品できるので、「すくい豆腐こいまる」
で入賞をめざす」と意気込まれました。



6/24 (水) ジャガイモの茎にトマト

栗野肇さん（下字舟戸）の畑には、じゃがいもの茎にトマトが実っています。

じゃがいもがたくさん植えられていますが、トマトが実ったのはこの1本だけしかありません。

「接ぎ木してないのにどうしてこのようになったのかわからない。真っ赤になるまで大事に育ててみる。」と話されました。



6/26 (金) イカのおすし 子ども安全教室



駐在所の小笠さんと徳島東警察署の警察官2人に保育所へ来ていただき、子ども安全教室が開かれました。

誘拐に遭わないために合言葉の「イカのおすし(行かない・乗らない・大声を出す・すぐ逃げる・知らせる)」をみんなで確認しました。

また、横断歩道の渡り方やシートベルトの大切さについて話をしていただきました。



6/28 (日) 大川原アジサイ園草刈り作業

アジサイの見頃に向け、恒例の公民館主催草刈り作業を行いました。

当日は、約60人の参加をいただき、ヒルトップハウス周辺を中心に作業を行いました。

村の誇れる観光地の一つとして、例年たくさんのボランティアの協力をいただき、園は整備されています。

今年もたくさんの人の目を楽しませてくれることでしょう。

ご参加いただいた皆さん、ありがとうございました。



あなたならどうしますか 暮らしの中の人権

インターネットによる人権侵害

インターネットを利用する際のルール、マナーなどについて十分理解した上で利用していますか？

インターネットは、情報通信技術の飛躍的な進展により急速に普及し、今や子どもから高齢者までみんなが気軽に利用できる生活に欠くことのできないものとなっています。

しかしながら、インターネットでは、情報発信が誰でも簡単にできる上、それが匿名で行えることや不特定多数の人が受信できることから、不用意な情報発信によって受信する人に不快感を与えたり、ときにはプライバシーや人権の侵害にあたるような事例も多く見られるようになってきました。

そこで、インターネットによる人権侵害を防止するためには、本人の許可なく住所などの他人の個人情報や公開したり、他人を中傷するような情報を発信したりしないようにするなど、インターネットを利用する際のルール・マナーなどについて十分理解した上で利用する必要があります。

インターネット上の人権侵害を防ぐために

- 他人を誹謗中傷する内容を書き込まない
- 差別的な発言を書き込まない
- 安易にあいまいな情報を書き込まない
- 他人のプライバシーに関わる情報を書き込まない
- 書き込みが不特定多数の人に見られる可能性があるということを意識する



(出典 あいぽーと徳島、政府広報オンライン)

佐那河内村人権教育研究協議会・佐那河内村教育委員会

さなごうちスポーツクラブ案内

8月

〈農振センター〉
2階和室

健康体操教室
20:00~21:00
詳しくはP.7参照

〈村民体育館〉

卓球
19:30~21:00
※バドミントン
20:00~22:00

- ※印の種目は活動費が必要です。
- ・ジュニアスポーツ教室は別途案内します。
- ・参加される人でスポーツクラブ未加入の人は、事前に事務局で参加申込・スポーツ保険加入の手続きをしてください。
- ・日程は変更する場合があります。

お問い合わせ

さなごうちスポーツクラブ事務局（教育委員会内）
☎679-2817 IP 5006

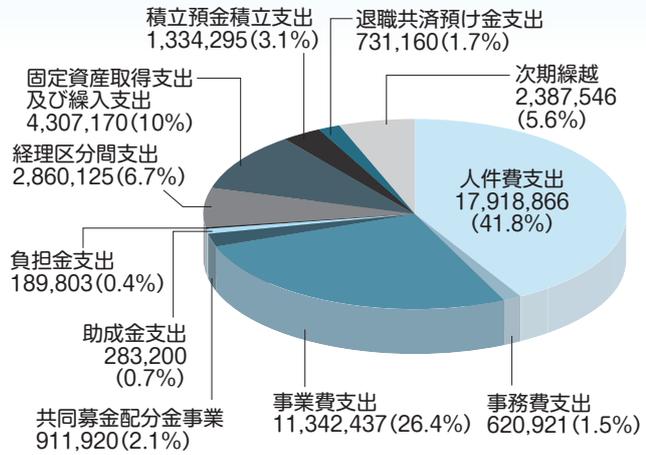
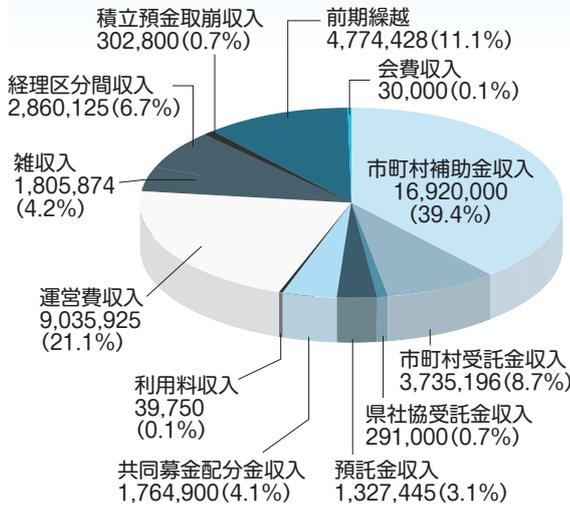
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 健康体操教室	4	5 卓球	6	7 バドミントン	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17 健康体操教室	18	19 卓球	20	21 バドミントン	22
23 30	24 31	25	26	27	28 バドミントン	29

平成26年度 社会福祉協議会決算

歳入

一般会計

歳出



歳入歳出合計額 42,887,443円

平成27年3月末 善意銀行残高 22,647,311円 平成26年度 預託件数 32件

歳出

事業費11,342,437円は次のような事業に使われています。

◎地域福祉を推進するための事業

- ・心配ごと相談に関する事業
開設日 第2第4月曜日（祝日は次の日）
- ・会食サービス事業（年10回 一人暮らし対象）
ふれあい昼食会は、ボランティアによって支えられています。
- ・生活福祉資金に関する事業
- ・年賀状の配布
小中学生がひとり暮らし高齢者の皆さまへ毎年賀状を送っています。
- ・高齢者大学
- ・高齢者など安全点検事業

- ・男性の料理教室
- ・訪問サービス事業
- ・障害者社会参加事業
障害者が交流し、創作する楽しみ、親睦を深めるために陶芸教室を実施
- ・ボランティア推進
- ・日常生活自立支援事業
- ・学童保育
登録児童数37人
延べ児童数 4,262人 開設日数 259日/年間
- ・シルバー人材センター事業
会員への配分金（8,121,356円） 公用車購入経費

献血車がまいります ご協力ください



■日時 平成27年7月29日(水)

☆全血車（400ml 献血のみの受付となります）

採血場所	献 血 時 間
佐那河内村役場前	9：00～16：30 12：30～13：30 の間は休憩です。

♪献血に使用する器材は全て使い捨てです。病気などの感染の恐れは全くありません。
♪より安全な献血のために、受付時に確認できるもの（免許証・保険証など）の提示をお願いします。ご理解とご協力をお願いします。

●善意銀行だより●

- 西 條 初 子 様……………金一封
- 山 田 石 太 郎 様……………金一封

預託金は、社会福祉のために役立ててくださいと寄せられたものです。善意による預託金を活用し、地域福祉事業などの推進のため、有意義に活用させていただきます。ありがとうございました。

地域包括支援センターでは、明るく健やかな生活が続けられるように介護予防教室を開催しています。楽しく身体を動かしたり交流を楽しみましょう。皆さまの参加をお待ちしています。

7月27日(月)	いきいき体操教室	農振センター	13:30~15:30
7月28日(火)	健康料理教室	農振センター	10:00~13:00
8月5日(金)	いきいき体操教室	嵯峨生活改善センター	13:30~15:30



6月の健康料理教室では、厚揚げの肉そぼろかけ、いんげんの梅和え、なすの炒め煮、わかめと桜エビの春雨スープを作りました。いんげんのゴマ和えに梅を加えたり、味付けに工夫をした調理方法を学んでいます。

7月23日(木)	おしゃべりサロン	桜集会所	9:30~11:30 (都合の良い時間にお越しください)
----------	----------	------	---------------------------------

※日程などに変更がある場合は村内放送でお知らせします。

佐那河内村地域包括支援センター

■ 場所：特別養護老人ホーム 健祥会ハイジ内

■ 電話：679-3383

■ 担当：大西・平岡・佐々木

ありがとうございます。 ふるさと納税!

東大阪市在住
島 和子さん
大阪市在住
東 條 二 郎さん

篤志によるご寄付を有効に使わせていただき、ふるさとさなごうちの更なる発展を期すとともに、今後とも皆さんからの村への熱き思いを心からお待ちしております。

「ふるさと納税」についての詳しいことは、出納室までお問い合わせください。

個人情報に関する内容のため削除しています。

情報ボックス

マークの見方 **時**…時間 **所**…場所 **対**…対象
持…持ち物 **問**…問い合わせ先

日	曜	行事名	とき・ところ	備考
7/17	金	大川原高原バス遠足	時 9:30~14:30 所 大川原高原	3 / 4 / 5 歳児対象
18	土	県中総体 (バレーボール ソフトテニス、水泳競技)	時 9:00~ 所 徳島市立体育館 大神子テニスセンター 蔵本プール	
19	日			
21	火	可燃ゴミ・古紙などの収集	時 11:00~ 所 追上駐車場	
22	水	郡市水泳検定会	時 9:00~ 所 田宮プール	
		県中総体 (卓球)	時 9:00~ 所 鳴門大塚スポーツパーク	
		可燃ゴミ・古紙などの収集	時 ~11:00 所 追上駐車場	
23	木	県中総体 (卓球)	時 9:00~ 所 鳴門大塚スポーツパーク	
		わんぱく広場	時 10:00~ 所 保育所	※子ども劇場来演
25	土	PTA 親子映画会	時 9:00~ 所 農振センター	
26	日	全村道路愛護会	時 8:00~ 所 村内全域	
27	月	いきいき体操教室	時 13:30~15:30 所 農振センター 1 階会議室	対 医師から運動制限を受けていない人 持 運動しやすい服装、水筒など
28	火	可燃ゴミ・古紙などの収集	時 11:00~ 所 追上駐車場	
		健康料理教室	時 10:00~13:00 所 農振センター 1 階会議室	対 健康づくりに関心のある人 持 材料代200円、エプロン、筆記用具
29	水	移動献血事業	時 9:00~16:30 所 佐那河内村役場前	
		可燃ゴミ・古紙などの収集	時 ~11:00 所 追上駐車場	
8/4	火	粗大廃棄物・廃家電などの収集	時 5:30~7:00 所 追上駐車場	
		県水泳検定会	時 9:00~ 所 蔵本プール	
		可燃ゴミ・古紙などの収集	時 11:00~ 所 追上駐車場	
5	水	可燃ゴミ・古紙などの収集	時 ~11:00 所 追上駐車場	
		いきいき体操教室	時 13:30~15:30 所 嵯峨生活改善センター	対 医師から運動制限を受けていない人 持 運動しやすい服装、水筒など
		粗大廃棄物・廃家電などの収集	時 8:30~11:00 所 追上駐車場	
6	木	老人会交流平和の集い	時 10:00~12:30 所 保育所	仁井田桜クラブ来所
10	月	心配ごと相談・行政相談・特別相談	時 9:00~12:00 所 農振センター 1 階会議室	
11	火	可燃ゴミ・古紙などの収集	時 11:00~ 所 追上駐車場	
12	水	可燃ゴミ・古紙などの収集	時 ~11:00 所 追上駐車場	
13	木	第40回ふるさとづくり 納涼夏まつり	時 17:30~21:30 所 中央運動公園グラウンド	雨天時は村民体育館で開催します

写真展

「空から見た徳島」

現在、ネイチャーセンターの展示室では、徳島県立博物館との共催で、写真展「空から見た徳島」を開催しています。会期は7月1日～9月30日までです。

展示されている写真は、徳島県の防災ヘリコプターの行政利用として、徳島県立博物館の職員が同乗して撮影したもので、県内各地の遺跡や池、海岸線や河川、地形、植生などを撮影するのが主な目的ですが、その時点での各地の風景も写真資料として多数保管されています。

今回は、平成21年1月に博物館で紹介したものの一部を、ネイチャーセンターで再びご紹介するもので、すでにそれから6年が過ぎていますが、じっくり見ているといろいろなことが見えてきます。100枚を超えるヘリコプターからの県内各地の写真と、戦時中にアメリカ軍が撮影した徳島市街地の写真や、戦後の徳島のいくつかの場所の大型写真などで、この間の急速な変化に驚かれることでしょう。佐那河内村の各地区の19枚の空撮写真も展示しています。

この機会に普通では見ることのできない角度や空からの風景をどうぞご覧ください。



佐那河内村役場周辺



仁井田付近

会期 7月1日～9月30日

入場無料



鮭と野菜の蒸しあんかけ

《作り方》

- ①生鮭は、酒と塩をし10分たつとキッチンペーパーでふき取り、また塩少々ふる。
- ②筍は細いせん切りにし、下ゆです。人参は細いせん切り、干しいたけは水でもどし、ねぎは細い斜め切りにする。
- ③鍋に湯をわかし、キャベツは芯をくりぬいてゆで、厚みのある芯を薄くそぐ。
- ④キャベツを広げ、鮭を2枚並べその上に②の材料1/4量をおき、包んで楊枝で止め、強火で10～15分蒸す。
- ⑤鍋にあんの材料をいれ、煮立てる。
- ⑥④を切り(3切れ)器に盛り、上からあんをかけ、針生姜を飾る。

★ポイント★

ロールキャベツを作るときよりも具材をしっかり巻き込む。

《材料(4人分)》

生鮭	1枚30g	8枚	あん	
塩	少々		しょうゆ	大1・1/3
酒	小2		だし汁	150cc
ゆで筍	40g		酒	大1・1/3
人参	35g		生姜汁	小2
干しいたけ	8g		ごま油	少々
ねぎ	40g		片栗粉	小1・1/2
キャベツ	4枚		楊枝	4本
針生姜	1片			

しあわせごはん

ヘルスメイト(食生活改善推進員)のおすすめレシピ

1人当たり
栄養成分

エネルギー
炭水化物

206kcal
11.8g

蛋白質 15.5g
塩分 1.5g

脂質 10.5g

No.76